

Q

河川法の適用を受ける伏流水の水利権の考え方について教えてください

A

1. 伏流水とは

河川の流水には、地上を流れる表流水と地下を流れる伏流水があります。表流水とは、河川、湖沼の水のようにその存在が完全に地表面にあるものをいいます。伏流水とは、河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、上下を不透水層に挟まれた透水層が河川と交わるとき透水層内に生じる流水で、水脈を保っている極めて浅い地下水のことです。本来の地下水と異なり河道の付近に存在して河川の流水の変動に直接影響されるものをいいます。

伏流水を使用する場合も「河川法」の許可を受ける必要があります。伏流水は直接目に見えず、また、その流れが複雑であることから、通常の地下水との区別がつきにくいいため、伏流水か地下水かの判断は難しいものがありますが、一般に河川の地下及び近くの地下から水を取る場合には、伏流水として、「河川法」の許可を受ける必要があります。

2. 川の種類と管理者

河川の流水を使用するには、河川法第 23 条において、「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」と規定されています。

この河川管理者は、河川の種類によって違ってきます。河川の種類は河川法において、「一級河川」、「二級河川」、「準用河川」の 3 種類に分類され、これ以外の河川法に指定されていない河川を「普通河川」としています。

◇一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系にある河川で、管理は国土交通大臣が行いますが、区間を指定して一部の管理を都道府県知事に委任している区間があります。

◇二級河川

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、管理は当該河川の存す

る都道府県を統轄する都道府県知事が行います。

◇準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で各種の行為制限、維持工事などによって万全の管理をする必要のある河川で、管理は当該河川の存する市町村を統轄する市町村長が行います。

◇普通河川

一級河川、二級河川及び準用河川に指定されていない河川で、「河川法」の適用は受けず、法定外公共物の一つです。管理は当該河川の存する市町村を統轄する市町村長が行います。

表 1 水利権の許可権者表

河川	水利使用	区分	許可権者
一級河川	特定水利使用	—	国土交通大臣
	準特定水利使用	指定区間外	地方整備局長又は北海道開発局長
		指定区間内	都道府県知事又は指定都市の長
	その他の水利使用	指定区間外	地方整備局長又は北海道開発局長
指定区間内		都道府県知事又は指定都市の長	
二級河川	—	—	都道府県知事又は指定都市の長
準用河川	—	—	市町村長
普通河川	—	—	—

※特定水利使用（河川法施行令第 2 条第 3 号）

取水量が 1 日につき最大 2,500m³ 以上又は給水人口が 10,000 人以上の水道のためにするもの。

※準特定水利使用（河川法施行令第 20 条の 2）

取水量が 1 日につき最大 1,200m³ 以上又は給水人口が 5,000 人以上の水道のためにするもの。

※その他の水利使用

特定水利使用及び準特定水利使用以外の水利使用のもの。

（出典：水道技術ジャーナル 2012 年 10 月）